

井原市議会基本条例検証結果（平成31年、令和元年）

1. 平成31年、令和元年の新たな取り組み事項（※改正したもの）

取組事項	1. 議会改革特別委員会等の設置
関連条項等	基本条例第3条、18条
取組内容	<p>・R元.9</p> <p>議会基本条例制定から8年が経過し、基本条例の改正も含め更なる市議会の改革を推進するため、また議員定数や報酬についても研究を行うことを目的に、特別委員会を設置した。（※年内に6回開催）</p> <p>付託事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○議員の定数、報酬、政務活動費に関すること。</li> <li>○議会基本条例及び政治倫理条例に関すること。</li> <li>○広聴広報委員会のあり方に関すること。</li> <li>○議会のICT化に関すること。</li> </ul> <p>市が進める地域活性化策及び地域創生事業についての調査、研究を行うため、特別委員会を設置した。（※年内に4回開催、うち1回は「古き時代の栄華に触れる井原デニムで元気なまちの再興事業」関係者との意見交換会）</p> <p>付託事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業団地開発事業に関すること。</li> <li>○古き時代の栄華に触れる井原デニムで元気なまちの再興事業等地域創生事業に関すること。</li> </ul>
外部評価結果	<p>・市民アンケートの活用がほとんど検討されていないのであれば、他の広聴の方法を検討すべきである。もしくは、議員定数や報酬の見直しの際に、参考意見として市民アンケートの活用を検討したらどうか。</p>
検証結果	<p>・議会改革特別委員会に委ねている。</p>
今後の課題	<p>・議会改革特別委員会に委ねている。</p>
上記課題の検討結果	<p>・議会改革特別委員会に今後も委ねていく。</p>

取組事項	2. 政務活動費の運用
関連条項等	基本条例第3条、5条、7条ほか
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H31.4</li> <li>平成31年4月分から当該年度契約分のみ計上することに運用変更（昨年度までは、年度をまたぐ年間契約等も対象としていた）</li> </ul>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務活動費は、HPで収支報告書及び領収書の公開をスタートしており、この点は高く評価できる。前年も指摘したが、使用に関するルールを定めたマニュアルを公開する必要がある。</li> <li>・ 現在は、年度ごとに個々の議員のPDFデータが貼り付けてあるだけなので、どのように整理するのか検討しておく必要がある。</li> <li>・ 政務活動費にかかわる領収書を公開している点は評価できるが、議員によっては、残額が多い点が課題である。条例では、「積極的に調査研究その他の活動を行うこと」としているので、現在の状況で用途が限定されるのであれば、会派に一定額を支給し、調査活動を行うなど、別の方法を検討すべきである。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部評価結果のとおり</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革特別委員会において、今後、協議する予定であるため特別委員会に委ねる。</li> <li>・ 政務活動費を積極的に議会活動に活かしていく。</li> </ul>
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革特別委員会において、今後、協議する予定であるため特別委員会に委ねていく。</li> <li>・ 政務活動費を積極的に議会活動に活かしていく。</li> </ul>

取組事項	3. 議会だより編集方針の確認、読みやすい広報紙づくりの検討
関連条項等	基本条例第7条ほか
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R元. 11</li> <li>R元. 5の広聴広報委員改選後、議会だよりを編集する各委員の目あわせ、読みやすい広報紙作成のための基礎学習を広聴広報委員会で実施</li> </ul>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なチャンネルを用いた市民への情報発信が必要になるが、個別的にするのではなく、「井原市議会広報戦略（仮）」等の形で方針を定めるべきである。</li> <li>・「いばら市議会だより」は、市民に対する情報発信のツールの中で、どのように位置づけられるのかを整理しておく必要がある。</li> <li>・前年までに指摘した「市民に関心を持ってもらうために、市民インタビューや市民の活動紹介などを記事として取り入れることを検討したらどうか」という点は、表紙に市民が登場するようになり、イメージが一変した。今後は、内容に踏み込んだ改善に取り組んでほしい。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価結果のとおりであるが、改善も見られた。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、広聴広報委員会で検討する。</li> </ul>
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに広聴広報委員会で検討されており、引き続き広聴広報委員会で検討を進める。</li> </ul>

## 2. 平成31年、令和元年の取り組み状況（※改正を行っていないもの）

取組事項	1. 政策提言について
関連条項等	基本条例第3条、14条ほか
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H31.3.18 本会議で委員会所管事務調査の報告として提言内容を報告した後、議長・正副委員長において政策提言書を市長・教育長に渡した。また、ホームページ・議会広報紙に提言内容を掲載。</li> </ul>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案機能の中で、議会が最も力を発揮できるものは、議員（もしくは委員会）提出による政策型条例である。毎年、指摘し続けてきている課題だが、これまで井原市議会では、こうした条例（議会に係わるものは除く）は1本もつくられてこなかった。</li> <li>・市民福祉委員会のとりまとめた「赤ちゃんの駅事業及び移動式赤ちゃんの駅事業」の政策提言書に続き、総務文教委員会がとりまとめた「教育環境のあり方について」及び建設水道委員会がとりまとめた「新規就農による移住・定住施策について」の2本の政策提言書を市長に提出した点は、高く評価できる。</li> <li>・前年は、各委員会で取り組んできた所管事務調査が、政策実現書という形になり、その活動が継続されている点は、新たな政策立案機能の手法として高く評価できる。今後は、提言したということにとどまらず、提言書で提示された事業がどの程度進められているのかを議会もしくは委員会としてチェックしていくことであり、質問等を通じて、執行部にその実現を迫ることである。</li> <li>・以上の結果からすれば、政策提言書を題材に、政策型議員提案条例へとつなげていくことである。まずは、簡素な内容でもよいので、1本の条例を制定することである。ただし、その際には、市民や関係者をバックにつけることが必要である。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策提言の目的を着実に進めている。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正が必要であれば、今後、検討していく。</li> <li>・所管事務調査として、継続して取り組んでいく。</li> </ul>
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正が必要であれば、今後、検討していく。</li> <li>・所管事務調査として、継続して取り組んでいく。</li> </ul>

取組事項	2. 市民の声を聴く会の実施
関連条項等	基本条例第3条ほか
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R元.5～7 議会報告会と市民の様々な声を聴くことができる場としての、「市民の声を聴く会」を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ方式での開催が好まれない地区においては自由な意見交換方式（2地区）で実施。</li> <li>・各会場でできるだけ活発な意見が出るよう、ワークショップ（意見交換）のテーマを各地区で事前に選定してもらおう。テーマ選定の参考として、議会で10のテーマを準備した。</li> </ul> </li> <li>※実施実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数13か所 （昨年度9か所—※豪雨災害の影響）</li> <li>・全体参加者370人 （昨年度274人、一昨年度359人）</li> <li>・今回の市民の声を聴く会が良かったと回答した率51.6% （昨年度59.9%）</li> <li>・次回の市民の声を聴く会に来たいと回答した率40.7% （昨年度43.6%）</li> <li>・ワークショップ（意見交換）について良かったと回答した率57.8% （昨年度60.3%）</li> </ul> </li> </ul>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、課題を指摘してきた「市民の声を聴く会」は、地区ごとにテーマを選択するなど、あり方が見直され、一定の改善が図られた。</li> <li>・「市民の声を聴く会」は、それにかかる時間や労力のわりに、成果が少ないのだとすれば、どのように改善するのかを見直す時期に来ている。</li> <li>・井原市立高等学校との座談会や井原市PTA連合会母親委員会との意見交換会など、特定層との意見交換の場を設定することが必要である。具体的には、市民の声を聴く会の参加者と市民構成の乖離からターゲットを設定することや、所管事務調査の内容にかかわる関係者などである。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価結果のとおり</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体との意見交換の場を設定するなど、今後、広聴広報委員会で検討する。</li> </ul>
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに広聴広報委員会で検討されているので、引き続き広聴広報委員会で検討する。</li> </ul>

取組事項	3. 市民からの「議会への提案」状況
関連条項等	基本条例第18条ほか
取組内容	※H31.1.1～R元.12.31の提案状況 投書数（提案箱に投函またはホームページから送信された件数） 32件 回答数（提案を受理し、全員協議会で提案者に回答することが決定した 件数・・・住所、氏名の記載がある提案） 9件
外部評価結果	「議会への提案」については、より有効な方法を検討する必要がある。
検証結果	・外部評価結果のとおり
今後の課題	・今後、広聴広報委員会で、より有効な方法について検討する。
上記課題の 検討結果	・広聴広報委員会で、有効な方法について検討する。

取組事項	4. 議会事務局の調査及び法制機能の充実
関連条項等	基本条例第19条
取組内容	【基本条例抜粋】 第19条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。
外部評価結果	・専門的知識、経験を有する職員の育成や採用については、他議会でもうまくいった事例はなく、改善する見込みはないので、法制機能の充実に絞った改善を考えるべきである。具体的には、専門的知見の活用、公聴会制度、参考人制度、議会図書室の充実、政務活動費の有効活用などがあげられる。
検証結果	・現行のままでよい。
今後の課題	・現行どおりとする。
上記課題の 検討結果	・現行どおりとする。

取組事項	5. 市議会ホームページでの情報公開
関連条項等	基本条例第7条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H14～ ホームページに、議員紹介、委員会構成、議会基本条例への取り組み、政治倫理条例について、本会議会議結果、本会議・常任委員会会議録、議会への提案について、市民の声を聴く会結果のまとめ、市議会だより、議長交際費、議員政務調査活動報告、委員会行政視察報告、政務活動費収支報告（領収書含む）、政策提言、請願・陳情・傍聴の案内を順次掲載。</li> <li>・ H29. 1 閲覧しやすくなるよう、ホームページを更新 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけ少ないクリックで閲覧できるように配慮</li> <li>・ ホームページサイトマップを作成</li> <li>・ トップページにすべての情報がわかりやすく掲載できるよう配慮</li> </ul> </li> <li>・ H30. 6、H31. 3 政策提言したものをホームページに公開</li> </ul>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HP上にある各種情報の整理は、HPを一新した後も継続されており、高く評価できる。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着実に取り組んでいる。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も継続して取り組んでいく。</li> </ul>
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も継続して取り組んでいく。</li> </ul>

### 3. 議会基本条例の評価

取組事項	全般
関連条項等	基本条例全般
取組内容	
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価にあたっては、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）というPDCAサイクルを議会運用の流れの中に位置付けることが必要である。そのためには、「Plan」にあたる「計画」を十分に練りあげなければならない。これを検討する委員会として、議会改革特別委員会を立ち上げたことは、評価できる。</li> <li>・議会改革の要素はあくまでもツール（手段）でしかない。井原市議会が果たすべき役割は、議会基本条例第1条に定められているように、「市民福祉の向上と市政の発展」である。第1条は、条例の目的のため、評価の対象外としたが、4年の任期満了となる時点で、この目的に沿った活動ができた点とできなかった点は整理して、次の任期に申し送りする必要がある、議会改革特別委員会でき取り組んでほしい。</li> <li>・条例の見直しを具体的に進める時期に来ている。条例と現実との間に乖離が見られる規定は、改正すべきであり、その対象は、C評価となった4項目である。ただし、ただ単に削除や修正をするのではなく、規定が作られた背景を踏まえ、その規定で実現できなかった点をどのように補完していくのかを検討すべきである。</li> <li>・議員定数や報酬は、議会改革のテーマそのものではないが、民主主義の根幹にかかわる問題であり、正解があるわけではない。ただし、その大前提となるのは市民の意見であって、他議会との横並びの視点や削減は要素の一つでしかない。</li> <li>・井原市議会が持続可能な地方議会としてあり続けるために（定数をこえる立候補者があり、選挙によって議員が選出されること、議員が多様な構成となっていること）、市民の意見を十分に把握しながら、議会が機能していくための条件である議員定数や報酬を考えるべきである。そのためには、徹底した議員間討議と市民との対話が必要である。</li> <li>・住民参加を促進するために設けられたと考えられる「休日・夜間議会」の規定は、これによって傍聴者が増えることはなく、多くの議会では行われていない。これは、議会報告会がなかった時代の産物であり、そのあり方を検討していない以上、廃止すべきである。</li> <li>・災害時の井原市議会としての活動は、議会基本条例に定められていない事項であるが、西日本豪雨時の問題などを分析し、災害時に、井原市議会として行うこと、議員個人として行うことをルール化しておく必要がある。</li> </ul>
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価結果の内容をしっかりと受け止める。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、議会改革特別委員会でき議会基本条例の見直しについて取り組んでいく。</li> </ul>
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、議会改革特別委員会でき議会基本条例の見直しについて取り組んでいく。</li> </ul>



